

特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める会長声明

第1 声明の趣旨

特定秘密の保護に関する法律（以下「本法律」という）の廃止を求める。

第2 声明の理由

本年12月6日に、本法律が成立した。

同法律が、国民の知る権利を侵害し、ひいては国民主権をないがしろにするものであることは、当会の本年11月21日の「特定秘密の保護に関する法律案に反対する会長声明」で指摘したとおりである。

本法律については、当会のみならず、市民団体、ジャーナリスト、文化人などからも国民の基本的な権利が不当に制約され民主主義の根幹を揺るがすとの反対の意見が述べられてきた。また、国連人権高等弁務官からは「秘密の要件が明確でなく、政府がどんな不都合な情報も秘密に指定できてしまう」との指摘がされた。

何が「特定秘密」に当たるかについて、法文上全く不明確であり、これによる取材・報道活動の萎縮、知る権利の侵害の危険性はなお残ったままである。

また、行政による恣意的な秘密指定を監視する第三者機関については、法文上明確な規定はなく、附則9条で、「独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置を講ずるものとする」との記載があるに過ぎない。この第三者機関については、十分な審議がなされておらず、かつ、政府答弁によると、第三者機関がいずれも行政機関内に設置されるか、内閣総理大臣の諮問機関としての位置づけがなされるかにすぎず、「独立」「公正」な立場の第三者機関が設置されるか保障がない。よって、このような第三者機関に、行政の恣意的な秘密指定を監視し、特定秘密指定の適正を確保できるとは到底言えない。

当会は、十分な審議時間を確保しないまま、国民の知る権利を侵害する危険のある本法律を強行採決したことに、強く抗議し、本法律を即時廃止することを求める。

2013（平成25）年12月26日

佐賀県弁護士会

会長 桑原 貴洋